

令和5・6年度地域若者サポートステーション事業委託要綱

(通則)

第1条 令和5・6年度地域若者サポートステーション事業(以下「委託事業」という。)の委託については、この要綱の定めるところによる。

(委託事業の目的)

第2条 委託事業は、若年無業者等が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう「地域若者サポートステーション」(以下「サポステ」という。)において、地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた就労支援を実施することを目的とする。

(委託事業の内容)

第3条 委託事業の目的を達成するため、受託者は、以下の事業を実施するものとする。

- (1) 相談支援事業
- (2) 若年無業者等集中訓練プログラム事業 (一部のサポステにおいて実施)

(委託先)

第4条 沖縄労働局長(以下「委託者」という。)は、委託事業の実施に必要な特定の技術等を有する者のうち、競争入札に参加し落札した者(以下「受託者」という。)に、委託するものとする。

(特定の技術等)

第5条 第3条に規定する本事業の実施内容に必要な特定の技術等は、次のとおりとする。

- (1) 第3条で掲げる事業について実施できること。
- (2) 事業の遂行に必要な者の確保・配置など、必要とする体制を有し、契約締結後、直ちに事業を実施できること。

(委託事業実施計画書の提出)

第6条 受託者は、落札決定日から14日以内に「委託事業実施計画書」(別添1)を委託者に提出するものとする。(別添1内訳1送付手順書及びアップロード手順書もあわせて提出することとする。現在記載されている内容はあくまで参考例であるため、適宜修正を行うこと。)

なお、再委託を行う場合は、次条に規定する「令和5・6年度地域若者サポートステーション事業委託契約書」(別添2)(以下「契約書」という。)第13条第2項の書類を併せて提出するものとする。

(委託事業実施計画書等の審査及び契約の締結)

第7条 本事業の実施に必要な事項については、契約書に定める。

2 委託者は、前条による委託事業実施計画書を受け、事業の目的に照らし、適当と認めるときは、支出負担行為担当官沖縄労働局総務部長が、遅滞なく受託者と契約を締結するものとする。また、受託者が再委託を希望する場合は、契約書第13条第2項の承認を必要とするものとする。